

農用地利用計画の変更について〈編入抜粋版〉

平成25年7月	策定	平成28年12月	一部改正
平成26年4月	一部改正	令和6年1月	一部改正
平成26年10月	一部改正	令和7年4月	一部改正
平成27年12月	一部改正	令和8年4月	一部改正
平成28年4月	一部改正		

長岡市農林水産部

農用地利用計画の変更の手続き（編入申出書等の提出）

農用地利用計画の変更（略して「計画変更」）は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたとき等に、関係農業団体（農業協同組合、土地改良区等）及び市関係課の意見を聴いた上で、**県知事に協議し、その同意を得て**行うものです。

やむを得ず計画変更の必要が生じたときは、事前に内容を相談の上、次に掲げる事項に従い、編入申出書等の提出など必要な手続きを行うようお願いします。

1 計画変更の要件

■農振編入（重要変更）

農業振興地域のうち農用地区域以外の区域内（農振白地地域内）の土地について、農業上の利用を確保することが必要と認められる場合に、農用地区域への編入（農振編入）の手続きが必要となります。

- 例）・ほ場整備事業等の農業生産基盤整備事業の対象地となった場合
- ・中山間地域等直接支払制度の対象地となることが見込まれる場合
 - ・多面的機能支払交付金の対象地となることが見込まれる場合

なお、農振農用地に編入した農地を、農振農用地から除外する場合法令上の要件を満たす場合に限られるため、編入にあたっては将来的な土地利用を入念に考慮した上で、手続きを進めるようにしてください。

2 計画変更の申出及び相談窓口

別記の作成要領に基づき、申出書に説明資料等の参考図書を添付し、所定の期日までに、次のとおり提出してください。

- 提出先（支所地域内の土地に係る計画変更の申出書等も含みます。）
本庁農林整備課
- 相談窓口
本庁農林整備課、地域事務所

3 農用地利用計画の変更申出に関する締切期日

申出書の提出締切期日等は、次表のとおりです。

区分	締切期日	申出書の受付から計画変更までの期間
第1期	6月1日	編入：重要変更 約4か月 ただし、同じ締切において1ha以上の除外申出等がある場合は、全ての計画変更が完了するまで4か月以上の期間が必要です。
第2期	10月1日	
第3期	2月1日	

※1 締切期日は、上記に定める日が市役所の閉庁日の場合には、その翌日となります。

※2 原則として、10日間の事前審査を経て、締切月の10日に受付を決定します。

※3 前回締切分の計画変更が完了していない場合は、次の受付はできません。

例) 6月1日締切案件で、1ha以上の除外案件(いずれも重要変更)があった場合

この場合には、1ha以上の除外案件があるため、全ての計画変更が完了するまで4か月以上の期間が必要となり、10月1日の受付ができません。

よって、次の受付は、早くて翌年2月1日となります。

別記

農用地利用計画の変更申出書等作成要領<編入抜粋版>

第1 提出書類及び部数

提出書類及び留意点は、次の「編入：提出書類確認表」を参照のこと。

提出部数 編入 . . . 正本1部+副本(写し)3部

<編入：提出書類確認表>

提出書類 編入	書類	備考
○	様式1 変更申出書	
○	様式2-1 申出地同意書	申出人以外の所有権等の権利者及び隣接農業者等がいる場合に必要
○	様式3 調整(協議)録	関係する土地改良区及び農協の担当者との協議録
○	申出地の登記簿謄本(写)	コピーで可
○	位置図	申出地を赤で着色 ①1/10,000 ②1/25,000 ③住宅地図
○	更正図・公図	申出地=赤 道=茶 河川・水路=青

このほかにも必要に応じて追加、補正等を求めることがあります。

様式 1

令和 年 月 日

長岡市長 様

申出人（事業計画者）住 所
氏 名
電 話
(照会時の連絡先) 氏 名
電 話

長岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出書

下記の土地について、長岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部を変更

編 入
 除 外
 用途変更

して下さるよう申し出ます。

記

1 変更しようとする土地の所在等

土地の所在			地 目		面積 (㎡)	土地所有者			
町名	字名	地番	台帳	現況		住所	氏名	印	所有権以外 の権利者
									有・無
									有・無
									有・無
									有・無
									有・無
計				筆		(登記簿謄本等写し別添)			

2 計画変更の目的

<記載例>

中山間地域等直接支払制度を受け、今後締結する予定の集落協定に基づき、農用地等の保全等の取組を行うために、農振農用地へ編入するもの

3 開発スケジュール <編入は記載不要>

手続	予定	備考

4 土地提供農家等に対する営農確保措置 <編入は記載不要>

土地提供者	専兼別			現在の経営耕地面積 (自作地+借地) m ²			土地提供後の経営耕地面積 点線下段に提供面積 m ²			今後の営農計画 (離農、代替地、 縮小、拡大等)
	専業	一兼	二兼	田	畑	計	田	畑	計	
合計	戸									

※専業農家・・・世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家

一兼（第1種兼業農家）・・・世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のうち、農業所得を主とする農家

二兼（第2種兼業農家）・・・世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のうち、兼業の所得を主とする農家

5 計画変更を必要とする理由

(各自の事情から計画変更の必要性と緊急性を明らかにして下さい)

<記載例>

中山間地域等においては、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、農業・農村の有する多面的機能が低下することが懸念されている。

このため、現に耕作しており、今後も農業上活用していくことが見込まれる農用地について、農業生産の維持を通じ、耕作放棄を防止して多面的機能を確保する観点から、耕作者の合意の下で事業区域に取り込むことにより、事業効果の更なる増大を図るもの。

8 位置選定経過

(1) 土地選定条件
※設置予定の施設の性格から必要とする立地条件を説明 <編入は記載不要>
(2) 土地選定条件（農業上の支障の観点）
<編入は記載不要>
(3) 選定経過
※数か所を候補地として列挙し、具体的に候補地の状況と土地選定条件に合致するか否かの検討結果を記載 農地以外→農振 <u>白地</u> →農振 <u>青地</u> の順に検討すること <編入は記載不要>
(4) 選定結果
※最終的に決定した理由を分かりやすく示すこと。特に、農用地区域内の土地に代替性がない理由を明示すること。 <記載例> 農業生産活動の継続的な実施ができる集落内の農地であるため。 なお、土地所有者に農振農用地編入について確認をし、合意を得ている。

位置選定図を添付し、検討結果を分かりやすく示すこと。

12 要件の整理 <編入は記載不要>

(除外の場合は1～6、農業用施設への用途変更は7～10の説明欄を記入)

	要件	説明	種類
1	農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。 留意点 ①具体的計画があるか ②不要不急の用途ではないか ③過大な面積でないか ④農用地以外で対応できないか	/	除外
2	農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 留意点 ①生産振興や産地形成への支障はないか ②担い手に係る土地が農用地等以外への用途に供されないか ③農用地の利用の集積・集団化に関する目標への支障はないか		除外
3	農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 留意点 ①高性能機械での営農や病害虫防除への支障はないか ②小規模開発がまとまりなく行われることにより施策への支障が生じないか		除外
4	農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 留意点 ①担い手農家の安定的な農業経営に支障はないか ②経営農地の集団化が損なわれないか		除外
5	農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 留意点 ①土砂の流出・崩壊等による災害のおそれはないか ②用排水路への影響はないか		除外
6	土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業等で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成の施行に係る区域内にある土地（防災事業等農業生産力を増進することを直接の目的としない事業及びかんがい排水事業の不可避受益を除く。）である場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。		除外

7	<p>農業用施設用地に該当する施設用地であること。</p> <p>留意点</p> <p>①農業用施設用地例により判断すること。 (加工・販売施設、加工品・料理提供施設については別途説明を求めていることがある。)</p>	/	用途変更
8	<p>地域の農業生産との関連が希薄な施設でない。</p> <p>留意点</p> <p>①地域農業者による農業生産との関連が希薄な施設の用地については、農業用施設用地に該当しない。</p>		用途変更
9	<p>農業用施設の目的、利用者の数等を勘案し、過大なものとなっていないか。</p>		用途変更
10	<p>集団化及び農作業の効率化等への影響はないか</p> <p>留意点</p> <p>①周辺農地の利用に影響を及ぼさないか ②道水路等への影響はないか</p>		用途変更

申出地同意書

令和 年 月 日

長岡農業振興地域整備計画に関し、下記の農用地利用計画の変更申出について同意します。

住 所

氏 名

Ⓢ

記

- 1 申出人（事業計画者）
- 2 変更の区分 【 編入 除外 用途変更 】
- 3 計画変更の目的 【 】
- 4 事業全体筆数、面積 【 全 筆 、 m²】
- 5 同意する土地の所在、登記地目、面積、権利の種類

町名	字名	地番	登記地目	登記地積 (m ²)	権利の種類
					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃貸借権 <input type="checkbox"/> 隣接農業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃貸借権 <input type="checkbox"/> 隣接農業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃貸借権 <input type="checkbox"/> 隣接農業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃貸借権 <input type="checkbox"/> 隣接農業者 <input type="checkbox"/> その他 ()
					<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃貸借権 <input type="checkbox"/> 隣接農業者 <input type="checkbox"/> その他 ()

※申出地に係る所有権者、賃貸借権者、隣接農業者等からの同意について、記載すること。

様式3（農業団体用）

調整（協議）録

事業計画者 住所
氏名

長岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、関係農業団体に申出書副本1部を提出し、以下のとおり調整（協議）をしました。

調整日	令和 年 月 日	農業団体	団体名 担当者名
変更の概要	区分	編入	除外 用途変更
	変更しようとする土地	長岡市	町 字 番 ほか 計 筆
	目的		

土地改良事業等の実施状況			
事業名	地区名	工期	受益面積
事業	地区	～	ha
調整（協議）内容等			

※変更（除外等）を行うことについて、当該変更後においても農業生産基盤整備（ほ場整備事業、かんがい排水事業等）、農業近代化施設の整備等の諸施策が適切に行われるよう、関係農業団体と協議・調整をすること。その上で、関係する土地改良事業等に係る事業計画、造成施設の規模、受益地、土地改良事業負担金の徴収確保に係る措置等の観点から、支障がない旨を記入すること。